

従業員のみなさまへ  
連絡事項

①次ページ以降の標準報酬月額の特例改定の概要をご確認いただき、**12月1日付でクラウドサインより配信される同意書に、電子署名にて同意をお願いします。**

同意書送信者:クラウドサイン / 送信元アドレス:[support@cloudsign.jp](mailto:support@cloudsign.jp)

宛先 247groupのメールアドレス保有者:247groupメールアドレス宛

上記以外の対象者:個人メールアドレスのGmailアドレスを優先

※Gmailアドレス以外の場合は、人事システムプロサーバ/勤怠システム  
届け出メールアドレスでログイン履歴がある方を優先

②**同意期限 12月11日**

※特例改定の届け出を希望される方は、必ず期限までに同意をお願いします。

※提出期日までに同意書へのサインが確認できない場合、特例改定の手続きは対象外とさせていただきますことをご理解・ご了承願います。

③**標準報酬月額の特例改定対象者**

当社にて事業所の休業を開始した2020年4月に在籍(退職予定者含む)し、かつ、算定時に社会保険の被保険者期間が3か月以上の社員で、一定条件を満たした社員

※一定条件の詳細は、本書3ページをご参照ください。

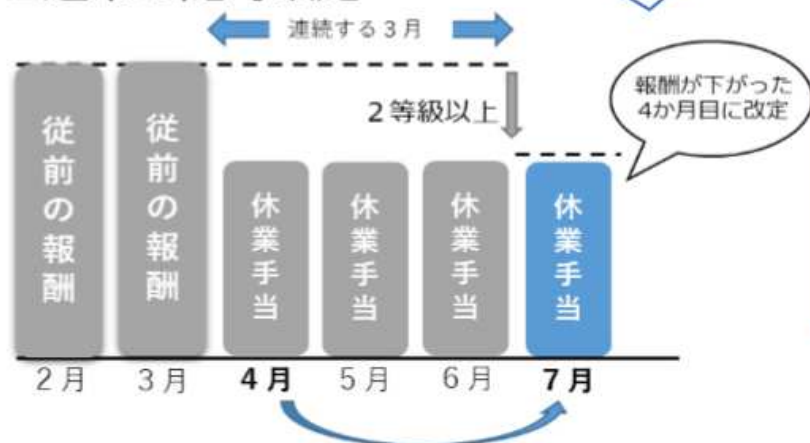
担当部署:コーポレート本部人事総務部

周知日:2020年11月26日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う休業で著しく報酬が下がった方で、一定の条件に該当する場合、遡って保険料を再計算し、役所に届け出のうえ、すでに徴収している保険料の一部を当社から返還します。この届け出を行うためには、まずは皆様個々の同意が必要です。なお、この遡及処理を「標準報酬月額の特例改定」といいます。

例えば4月から休業手当が支払われた場合  
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

■ 通常の随時改定



今回の特例を利用した場合  
**5月から改定が可能**となります。

■ 今回の特例改定



※特例改定の同意は任意です。同意書の記載内容を確認のうえ、ご判断ください。

### 特例改定の対象者要件(以下、1~3すべてを満たしていること)

1. 新型コロナの影響による休業があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
2. 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1ヶ月分)が、現状の標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
3. 本特例措置による改定について、書面(原則)または電子署名により同意した方

注意!

- ✓ **算定時に被保険者期間が急減月を含めて3か月未満の方は、特例改定の要件となる被保険者期間を満たさないため、届出対象にはなりません。**
- ✓ **12月11日までに同意がない場合、保険料のご返還はできません。**
- ✓ **報酬の急減があっても報酬月額は「〇円以上□円未満」と一定の範囲で等級区分されているため、特例改定の対象とならない場合があります。(P5参照)**
- ✓ 傷病手当金、出産手当金、年金額は改定後の標準報酬額に基づき算出されます。

※4月から8月までの間ですでに受給している傷病手当金等がある場合は、返金を求められます。

※将来の年金額は保険料の増減に比例しますので、当該特例改定は、年金額にも非常に少ない額ではありますが、影響します。

## ■ 事例のご紹介(一例です)

【モデル例:Aさん(28歳 24/7Workout正社員トレーナー)】

⇒4月の休業により、5月25日の標準報酬月額が300千円⇒200千円に急減】

【東京都の場合】

(単位:円)

標準報酬		報酬月額			健康保険料		厚生年金保険料
					40歳未満 (介護保険料なし)	40歳以上 (介護保険料あり)	
等級	月額	円以上	～	円未満	4.935%	5.83%	9.150%
17 (14)	200,000	195,000	～	210,000	9,870.0	11,660.0	18,300.00
18 (15)	220,000	210,000	～	230,000	10,857.0	12,826.0	20,130.00
19 (16)	240,000	230,000	～	250,000	11,844.0	13,992.0	21,960.00
20 (17)	260,000	250,000	～	270,000	12,831.0	15,158.0	23,790.00
21 (18)	280,000	270,000	～	290,000	13,818.0	16,324.0	25,620.00
22 (19)	300,000	290,000	～	310,000	14,805.0	17,490.0	27,450.00

△5等級

△4,935円/月

+

△9,150円/月

合計 △14,085円/月

- 休業により報酬が著しく低下した月=5月(4月休業分の給与支払月)
- 標準報酬額の改定月=6月(休業により報酬が著しく低下した月の翌月)
- 6月の社会保険料より適用=7月25日の給与支払い分の社会保険料より適用
- 適用期間=6月(7/25払)～8月(9/25払)の社会保険料=△14,085円×3ヶ月=△42,255円
- 9月(10/23払)の社会保険料以降は定時決定に基づく。⇒3月分給与(4/25払)の月額報酬で社保算定

✓ 社会保険料 = 「標準報酬月額※」 × 「保険料率」(会社と折半)。

※報酬月額 = 総支給額(各種手当含む)。

※報酬月額「〇円以上□円未満」と一定の範囲で等級区分され、標準報酬月額決定。

※全国健康保険協会(協会けんぽ) : <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/r02/r2ryougakuhyou4gatukara/>

(東京都)

(単位:円)

ご自身の報酬月額は  
給与明細にて確認できます。

標準報酬		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
等級	月額	報酬月額		介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
		円以上	円未満	9.87%	11.66%	18.300%※	全額	折半額	
1	58,000	~	63,000	5,724.6	2,862.3	6,762.8	3,381.4		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,711.6	3,355.8	7,928.8	3,964.4		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,698.6	3,849.3	9,094.8	4,547.4		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,685.6	4,342.8	10,260.8	5,130.4	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,672.6	4,836.3	11,426.8	5,713.4	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,264.8	5,132.4	12,126.4	6,063.2	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	10,857.0	5,428.5	12,826.0	6,413.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,646.6	5,823.3	13,758.8	6,879.4	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,436.2	6,218.1	14,691.6	7,345.8	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,225.8	6,612.9	15,624.4	7,812.2	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	14,015.4	7,007.7	16,557.2	8,278.6	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	14,805.0	7,402.5	17,490.0	8,745.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	15,792.0	7,896.0	18,656.0	9,328.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	16,779.0	8,389.5	19,822.0	9,911.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	~ 185,000	17,766.0	8,883.0	20,988.0	10,494.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	~ 195,000	18,753.0	9,376.5	22,154.0	11,077.0	34,770.00	17,385.00

⋮